

平成九年(ワ)第二二六〇六号損害賠償請求事件

原告

被告

大草 一男

平成十二年六月一日

右被告代理人弁護士

遠藤 厚之



東京地方裁判所民事第四部合議係 御中

証 憑 説 明 書

551



|    |                |    |                 |             |  |
|----|----------------|----|-----------------|-------------|--|
| 乙ロ | 文書の様目          | 原本 | 作成年月日           | 作成者         | 立証趣旨等  |
| 四九 | 陳述書            | 写  | 平成十二年<br>五月一日   | 大草一男        | 深層をはじめ、本件盗聴事件が提起された背景並びに被告渡辺茂夫との関係などについて、相被告渡辺の昇進・降格の一覧表。                            |
| 四九 | 妙観講における渡辺の経歴一覧 | 写  | 平成十二年<br>五月一日   | 同右          |  |
| 五〇 | 「妙観講」規約・規則     | 写  | 不明              | 妙観講         | 妙観講の規則と講則。   |
| 五一 | 更正新聞           | 写  | 昭和六三年<br>九月二五日  | 更正新聞社       | 更正会が妙観講に対し策略集団と非難している記事を掲載。この頃、更正会が組織を挙げて妙観講との対決姿勢を打ち出した事実。                          |
| 五二 | 歴談異流義考         | 写  | 昭和六三年<br>一〇月一三日 | 大草一男        | 更正会に対する教職上の懸りを糾す論文。  |
| 五二 | 統・艦隊兵流義考       | 写  | 平成元年<br>四月七日    | 同右          | 同右   |
| 五三 | 写真             | 写  | 平成三年<br>一月二日    | 大草一男<br>外一名 | 桑原氏が、相被告渡辺と妙観講新本部に來た事実（相被告渡辺が強く否定していた事の矛盾を立証する）。なお上の写真は、被告大草と桑原氏外一名。下の写真は、相被告渡辺と桑原氏。 |

|    |                |   |               |                    |  |
|----|----------------|---|---------------|--------------------|--|
| 五四 | 本部経緯           | 写 | 平成四年<br>二月二五日 | 妙観講<br>高役員会        | 全妙観講員に、相被告渡辺の妙観講除名処分とその除名にいたる事由を知らせた事実。  |
| 五五 | 宗門問題の本質        | 写 | 不明            | 中野毅                | 創価学会が以前から日蓮正宗と敵対する考えがあったことを立証する創価学会内部文書  |
| 五六 | 曉達 第一五八号       | 写 | 平成三年<br>五月一日  | 曉達編集室              | 「緊急報道はがれ落ちた『地涌』の仮面」と題し、松文書「地涌」の作成に、中野毅創価大学助教授を中心とする「宗門対策室」が関与していることをスクープした事実（妙観講としては、相被告渡辺の監禁する Y 宅監禁が、全く必要のないことであることを立証する）。 |
| 五七 | 妙観 第七八号        | 写 | 平成三年<br>五月二八日 | 曉達編集室              | 右記事をそのまま転載した事実（同右）。  |
| 五八 | 激動の時代に思う       | 写 | 不明            | 創価学会<br>関係者        | 被告大草を誹謗中傷する虚偽な松文書。長野県の全市町村役場をはじめ全建設業界関係会社、旭元商店街などに、無署名、または、「社員有志」を装い大量に配布された事実。  |
| 五八 | 松文書配布事件の背景について | 写 | 不明            | 株式会社<br>オミクス<br>本社 | 右、創価学会による組織的虚偽松文書大量配布事件に対する、オミクス本社からの取引先への報告ならびに関連企業への社告。  |

|    |                        |   |                 |                    |   |
|----|------------------------|---|-----------------|--------------------|---|
| 五九 | 伍文書<br>FAX             | 写 | 平成 五年<br>一月二九日  | 創価学会<br>関係者        | 妙顕講本部に送付された、宛信元表示異教新聞社と印字された伍文書FAX。                                   |
| 六〇 | 社告(第九<br>八二号)          | 写 | 平成 七年<br>一月 八日  | 株式会社<br>オークサ<br>本社 | 乙口第五八号証の一の事件にあたり、オークサグループの社員に、この顛末を示した社告、伍文書配布事件の犯人はいずれも創価学会幹部であった事実。 |
| 六一 | 上申書                    | 写 | 平成一二年<br>五月一三日  | 桑原年弘               | 相被告渡辺が創価学会大幹部と密接な関係をもっていた事実。  |
| 六二 | 慧妙<br>第六九号             | 写 | 平成 七年<br>十一月一六日 | 慧妙編集<br>室          | 快刀乱麻<br>相被告渡辺と創価学会の関係を描載した事実。   |
| 六三 | 慧妙<br>第九六号             | 写 | 平成 九年<br>一月 一日  | 慧妙編集<br>室          | 慧妙紙の監修が、小川只道師であることを掲載した事実。  |
| 六四 | 内外タイム<br>ス・第一六<br>九五四号 | 写 | 平成 九年<br>七月 九日  | 内外タイ<br>ムス社        | 本件訴訟が起さるや、大々的に本件盗聴事件が報道された事実。   |
| 六五 | 月刊<br>TJMES<br>八月号     | 写 | 平成 九年<br>七月一〇日  | 月刊タイ<br>ムス社        | 同右  |
| 六六 | 皮界<br>九月号              | 写 | 平成 九年<br>八月一三日  | 政界出版<br>社          | 同右  |

|    |                |   |                 |                    |  |
|----|----------------|---|-----------------|--------------------|--|
| 六七 | 告訴状の要<br>旨     | 写 | 不明              | 告訴人<br>大草一男<br>外七名 | 「社員有志一同」を名乗り乙口第六四一六六号証等のコピーと、盗聴犯である大草社長の退陣を求め、「との係文書を同封した発行元不詳の封書が、長野県内の市町村役場をはじめ会社関係・取引銀行・自宅近隣などを含む全県に大量配布された事件を刑事告訴した事実。 |
| 六八 | 上申書            | 写 | 不明              | 渡辺隆                | 原告 X を知る渡辺隆氏が、原告と創価学会の密接な関係を調べた上での上申書、本件事件提訴前に原告 X が創価学会に丸抱えされたと判断した事実。  |
| 六九 | 曉報別冊号<br>第一三九号 | 写 | 平成 元年<br>一二月二五日 | 曉報編集<br>室          | 正理研究会の中杉弘について、その実態を描載した事実(これを見た原告 X が妙顕講に初めて連絡を取ってきた)。   |
| 七〇 | 創価新報           | 写 | 平成 九年<br>八月 六日  | 創価新報<br>刊行会        | 創価学会の機関紙である創価新報が、原告ではないのにも関わらず、本件事件の記述を一方的に掲載して、被告などを攻撃した事実。   |
| 七〇 | 創価新報           | 写 | 平成一〇年<br>九月一六日  | 創価新報<br>刊行会        | 同右   |
| 七〇 | 創価新報           | 写 | 平成一一年<br>十一月一七日 | 創価新報<br>刊行会        | 同右   |



|       |   |                |       |       |             |             |
|-------|---|----------------|-------|-------|-------------|-------------|
| 二の七一〇 | 一の七一九   | 一の七一八          | 一の七一七 | 一の七一六 | 一の七一五       | 一の七一四       |
| 上申書   | 上申書   | 上申書            | 上申書   | 上申書   | 上申書         | 上申書         |
| 写     | 写   | 写              | 写     | 写     | 写           | 写           |
| 不明    | 不明  | 平成一二年<br>四月一九日 | 不明    | 不明    | 平成一二年<br>四月 | 平成一二年<br>四月 |
| 波辺満   | 清水孝   | 神藤洋人           | 中村道夫  | 平井徳一  | 大河原健二       | 伊藤孝志        |
| 同右。   | 同右。<br>なお、相被告波辺が新妙観講本部に来たのを見たのは齋藤器調査の時の一回だけである事実。 | 同右。            |       | 同右。   | 同右。         | 同右。         |

|  |   |   |   |  |      |
|--|---|---|---|--|------|
| 七五   | 七四  | 七三  | 七二  | 二の七一   | 二の七一 |
| インタートムページのホームページ                                   | 曉館 第一二七号  | 手帳  | 園幸ダイアリ  | 上申書  | 上申書  |
| 写  | 写   | 写   | 写   | 写  | 写    |
| 不明   | 昭和六四年<br>一月一日   | 平成八年<br>三月一日  | 平成八年<br>三月一日  | 不明   | 不明   |
| 不明   | 藤井編集  | 原進  | 中森清子  | 佐藤修  | 原修吉  |
| 本件訴訟を利用して、被告大草や関係者に対して有利な事実の摘出・中傷、攻撃を繰り返して行っている事実。 | 週正会機井師衛との教義論争の時系列を掲載。週正会電話盗聴など必要としない教義上の対決であることを立証する。 | 平成八年三月一日の夜七時半から妙園講本部で、被告大草出席の文芸部長会があった事実。よって、相被告波辺が証言するように、総本山に行つて、被告阿部と面談することが不可能であることを立証する。 | 被告大草は、朝から佐久市の会社に出社し、来客や会議などに出席していた事実。よって、相被告波辺が証言するように、総本山に行つて、被告阿部と面談することが不可能であることを立証する。 | 同右。<br>なお、相被告波辺が新妙観講本部に来たのを見たのは一回だけで、新築落成式の時である事実。 | 同右。  |

|    |        |    |                |      |   |
|----|--------|----|----------------|------|---|
| 七六 | 原文書    | 写  | 不明             | 不明   | オークサグループのメインバンクを名指しして「監獄犯の大半が経営する会社に融資をする銀行は、世間から反社会的融資として糾弾されるべきだ。直ちに融資をやめる」などと攻撃する匿名文書を長野県下の官公庁や、取引銀行本支店をはじめ、数百カ所へ送り付けた事実。  |
| 七七 | 告訴状の趣旨 | 写  | 不明             | 不明   | 右事件を犯人の氏名不詳のまま、長野地方検察庁へ告訴した事実。  |
| 七八 | テープ    | 原本 | 平成 八年<br>五月二二日 | 桑原年弘 | 相被告渡辺との電話の会話テープ。<br>相被告渡辺が、被告大草に対する怨念ともとれる本音を各所で漏れている事実。<br>被告阿部は監獄に全く関与していない、ということも断言している事実。<br>被告小川も全く監獄に関与していないことを断言している事実。<br>被告渡辺が、本件盗難事件をはじめ策略文書、匿名文書などについて、Y ならびに創価学会幹部と密接な関係をもっていることを認められている事実。 |
| 七八 | 反訳文    | 原本 | 同右             | 大草一男 | 右録音テープを反訳した文書。  |